

令和8年度那覇市上下水道局入札参加資格取得（追加）の申請要領

那覇市上下水道局が令和8年度に発注する「**水道施設工事**」の競争入札に参加を希望される事業者は、次により申請書類等をご提出ください。

1 資格要件（※基準日は**令和7年12月1日**とする）

本局の競争入札に参加を希望する事業者は、次の（1）から（10）の全ての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 本市の市税の納税義務がある者にあっては、その市税に滞納がないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号の暴力団員又は同条第2号の暴力団若しくは同条第6号の暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 水道施設工事業について、建設業の許可を受けていること。
- (6) 水道施設工事業について、審査基準日が**令和6年6月30日以降**の経営事項審査を受審し、総合評定値の通知を受けている者であること。
- (7) 健康保険及び厚生年金保険に加入していること。
(個人事業者で従業員が4人以下ため適用が除外されている場合を除く。)
- (8) 雇用保険に加入していること。
(従業員が1人もいないため適用が除外されている場合を除く。)
- (9) 建設業退職金共済制度（建退共）等に加入していること。
- (10) 建設業労働災害防止協会に加入していること。

2 受付期間

令和7年12月1日（月）～12月12日（金）※必着

※受付期間後に到着した場合には受付できません。

3 提出方法

郵送での申請のみとなります（窓口での受付は行いません）。

※申請後の提出書類等は返却いたしません。予めご了承ください。

以下の方法により、郵送で提出してください。

- ① 郵便物の未到着等のトラブル防止のため、配達の記録が追跡できる方法で郵送してください（書留類・レターパック・宅配便等）。

※申請書類等の到着確認等の問い合わせについては対応できません。ご了承ください。

また、未到着等のトラブルにつきましては、本局において一切責任を負いませんのでご了承ください。

② 郵便物に『入札参加資格取得申請書在中』と朱書きしてください。

提出用のCD-R (CD-RW) については、1事業者のデータのみ保存し、CD-R (CD-RW) の表面に業者番号・商号を必ず記載してください。テプラ等の使用可（新規申請の場合は番号が付番されていないため、商号の前に「新規」と記載）（図参照）。

【CD-R (CD-RW) 表面記載例】



【様式】受付票（はがき）

(表)	(裏)
<p>85円 切手</p> <p>□□□□□□</p> <p>申請者住所 ○○○○ 申請者名 ○○○○ 御中</p>	<p>令和8年度那霸市上下水道局 入札参加資格取得追加申請 (水道施設工事)</p> <p>【受付票】</p> <p>申請者名：○○○○</p> <p>那霸市上下水道局 総務課 契約検査室</p> <p>受付印</p>

③ 受付票（はがき）については、上記様式に基づき作成し、必要事項を記入の上、提出ファイル（表紙の裏面内側）にクリップ止めしてください（申請者の郵便番号・住所・会社名等宛先を必ず記入してください）。

※当該受付票は、受付したことのみの通知（受付印の押印のみ）となります。

通知を希望されない場合は、作成・添付は不要です。

※書類不備の場合、受付できない場合があります。

※はがきの添付がない場合、切手を貼っていない場合は対応できません（官製はがき可）。

④ 提出ファイルについて

提出書類は別紙『水道施設工事の申請書類一覧』の番号順にフラットファイル（青色）に綴り、表紙、背表紙に「令和8年度 入札参加資格取得申請書（水道施設工事）」、「業者番号（那霸市の登録番号）」及び「商号」等を記入してください。（「ファイルのつづり方」参照）

※複数の事業者の入札参加資格取得申請書をまとめて送付する場合、下記までお問い合わせください。

4 送付先及び問い合わせ先

〒900-0006 那覇市おもろまち1丁目1番1号
那覇市上下水道局 総務課 契約検査室
電話 (098) - 941-7809 午前9時から午後5時まで
(正午～午後1時、土曜日、日曜日、祝日は除く)

5 提出書類等

※申請後の以下提出書類等は返却いたしません。予めご了承ください。

※提出書類等は、下記No.00「水道施設工事の申請書類一覧」の「申請者確認欄」をチェックし、全て揃っているか確認してください。

No.	提出書類等	説明
00	水道施設工事の申請書類一覧（チェックリスト）	・申請者確認欄をチェック後、ファイルの表紙の内側に貼ること。
1	入札参加資格取得申請書 (申請書様式データ)	・令和7年12月1日（基準日）現在の状況を記載してください。 ・申請書様式データへ入力しCD-R(CD-RW)へ保存した申請書を印刷。（用紙サイズはA4。片面印刷。） ・2部印刷し、1部を提出（内容について問い合わせする場合がありますので、1部は確認用に保管してください）。
2	入札参加資格取得申請概要(その1)	・申請書様式データ
3	入札参加資格取得申請概要(その2)	・申請書様式データ
4	履歴事項全部証明書（登記簿謄本） (写し可)	・法人事業者のみ提出。 ・現在事項全部証明書は不可。
	①身分証明書 (本籍地の市町村役場発行) ②登記されていないことの証明 (東京法務局発行) (いずれも写し可)	・個人事業者のみ対象（①及び②のいずれも提出）。 ・②「登記されていないことの証明書」（成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がないことの証明）の証明申請については、那覇地方法務局戸籍課又は最寄りの法務局へお問合せください。
5	印鑑証明書（原本）	・登録印（実印）
6	営業証明書（本店が市外で市内に営業所を有する者）（写し可）	・那覇市役所市民税課発行
7	委任状・使用印鑑届（局様式1）（原本） ※任意様式可 ※県外事業者又は県内離島事業者に限る。	・県外事業者又は県内離島事業者に限る。 ・入札、契約等の権限を代理人に委任する場合は代表者からの委任状を提出。 ※実印と使用印の両方の押印が必要です。 ※法人の場合は、会社名及び役職名の記載がある印を押印してく

		ださい（個人の印は使用できません）。 ※委任期間、委任日を記入してください。
8	建設業許可証明書又は通知書の写し	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年12月1日（基準日）現在で有効期限内にあるもの。 令和8年4月1日までに有効期限が切れる場合は、更新後速やかに証明書等を提出すること。
9	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）の写し	<ul style="list-style-type: none"> 審査基準日が令和6年6月30日以降で最新のもの。 令和8年4月1日までに有効期限が切れる場合は、更新後速やかに通知書を提出すること。
10 格付	技術者総括表（申請書様式データ） ※県様式不可 ※県外事業者は任意様式も可	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年12月1日（基準日）現在で在籍する常勤の技術者。 市内事業者及び市外事業者は、各技術職員の合格証明書又は免許証等の写しを添付する（有効期限内であること）。 <p>※一人で同一資格を所有している場合は、上位の資格のみ記入（免許証等も上位の資格のみ添付すること）。</p> <p>※綴り方は、名簿の順番の資格者ごとに綴ること。</p> <p>※県外事業者は、合格証明書等の写しの添付は不要。</p>
11	建設業退職金共済事業加入・履行証明書（写し可）	<p>※No.9の通知書において建設業退職金共済制度の加入が「無」となっている場合にのみ提出。</p> <ul style="list-style-type: none"> その他の退職金共済制度に加入している場合は、その制度の加入証明書を提出。（任意様式） 加入していない場合は、「理由書」を提出。（任意様式）
12	建設業労働災害防止協会加入証明書	・写し可。
13	労働保険証明書（労災のみは不可） 又は労働保険概算・確定申告書及び保険料納付の領収書証（いずれも写し可） ※全事業者対象（市内・市外・県外事業者）	<ul style="list-style-type: none"> No.9の通知書において雇用保険加入の有無が「無」となっている場合のみ提出。ただし、適用除外者（1頁1（8）参照）等で未加入の場合は、「理由書」を提出。（任意様式） <p>※No.9の通知書において雇用保険加入の有無が「有」となっている場合は提出不要。</p>
14	健康保険（又は健康保険組合）・厚生年金（加入・納入）証明書 ※令和7年9月分まで未納がないことの証明書（写し可）	<p>・No.9の通知書において健康保険・厚生年金保険加入の有無が「無」となっている場合のみ提出。ただし、適用除外者（1頁1（7）参照）等で未加入の場合は、その法的根拠を明記した「理由書」を提出。（任意様式）</p> <p>※No.9の通知書において健康保険・厚生年金保険加入の有無が「有」となっている場合は提出不要。</p>
15	市税完納証明書	【提出対象者】

	<p>※法人の場合、那覇市市民税課発行</p> <p>※個人事業者の場合、那覇市市民税課及び 国民健康保険課発行（国保加入者） (いずれも写し可)</p>	<p>①那覇市内に本店又は支店等を有する全ての事業者。</p> <p>②那覇市外に本店又は支店等を有する個人事業者で、当該個人の住所が那覇市内であるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・種類：納税証明書（滞納のない証明書） <p>区分：税額の表示なし</p> <p>発行日：令和7年9月1日以降</p>
16	国税納税証明書（法人税・消費税等） (写し可)	<ul style="list-style-type: none"> ・未納税額がないことの証明書。 <p>法人事業者：様式その3の3 個人事業者：様式その3の2</p>
17	I S O認証取得証明書 (写し可)	<ul style="list-style-type: none"> ・IS09000 S、IS014000 S（令和7年12月1日（基準日）現在で有効期限内にあるもの）。 <p>※更新手続き中の場合は、認証取得証明書の代わりに申請中である証明を提出すること。</p> <p>※令和8年4月1日までに有効期限が切れる場合は、更新後に証明書等を提出すること。</p>
18	エコアクション21認証取得証明書 (写し可)	<ul style="list-style-type: none"> ・エコアクション21（令和7年12月1日（基準日）現在で有効期限内にあるもの）。 <p>※更新手続き中の場合は、認証取得証明書の代わりに申請中である証明を提出すること。</p> <p>※令和8年4月1日までに有効期限が切れる場合は、更新後に証明書等を提出すること。</p>
19	ボランティア協定又は災害時における応援協定等 (いずれも写し可)	<ul style="list-style-type: none"> ・本市と申請事業者との協定の場合は、本市との協定書の写しを提出。 ・本市と加入団体との協定の場合は、加入団体と本市との協定書の写し及び加入団体へ属していることがわかる証明書（団体への加入確認の為）を提出。
20	健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し ※市内事業者及び市外事業者のみ提出。	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>市内事業者及び市外事業者のみ提出。</u> ・標準報酬決定通知書は、氏名、生年月日、適用年月日が確認できる状態で提出すること。 ・個人事業者で従業員が4人以下のため適用が除外されている場合は、雇用保険被保険者証の写しを提出。 ・事業主のみ又は家族従業員のみで従事しており、雇用保険に加入していない場合は、所得税の確定申告書の写し（専従者の氏名欄で確認）を提出。 ・後期高齢者を雇用している場合は、厚生年金保険70歳以上被用者標準報酬月額相当額決定のお知らせを提出。 <p>※「雇用の規模」について</p> <p>令和7年7月1日現在の被保険者数とする（令和7年7月2日以降に退職している従業員についても人数に含めるので、削除しないこと）。</p> <p>なお、後期高齢者も「雇用の規模」の人数に含めます。</p>

21	障害者雇用状況報告書等の写し 格付	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者の法定雇用義務のある事業者は、公共職業安定所長への報告書（様式6号）の写しを提出。 障がい者の法定雇用義務のない事業者で障がい者を雇用している場合には、障害者手帳又は療育手帳等の写し及び雇用が確認できる書類（標準報酬決定通知書の写し、源泉徴収票等）を提出。 ※該当者の雇用が確認できる書類について、No.20「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し」に記載されている場合は当該書類の提出は不要とし、記載されていない場合は雇用の確認ができる雇用保険被保険者証、源泉徴収票等の書類（市内・市外事業者のみ）を提出。 <p>※雇用の規模が40.0人以上の事業所で、障害者雇用状況報告書の写しが提出できない場合は、理由書（局様式）を提出すること。</p>
22	工事経歴書（局様式2） ※水道施設工事のみ ※沖縄県様式可 ※県外事業者は任意様式も可	<ul style="list-style-type: none"> 元請・下請別に作成（直前2年分）。
23	事業所所在位置図及び写真（局様式3）（局様式4）	<ul style="list-style-type: none"> 本店及び那覇市内に営業所等を有する事業者は、それぞれ提出。 <p>※写真は、提出日前3ヶ月以内に撮影したもの (写真データを様式に印刷したものでも鮮明であれば可)。</p> <p>※外観と室内を写したカラー写真であること（看板が見えるように建物全体を写したもの。看板が確認しづらい場合は看板の部分を拡大して写した写真も必要。室内の写真は机、事務機器等の配置が分かるもの）。</p>
24	誓約書（局様式） （原本）	<ul style="list-style-type: none"> 紙様式で提出（押印不要）。 <p>※全事業者提出が必要です。</p>
25	資本・人的関係届出書 ※申請書様式データと一緒にCD-R(CD-RW)～保存。	<ul style="list-style-type: none"> ・本局様式へ入力しCD-R(CD-RW)～保存した届出書を印刷。 <p>※ファイル名称の例 A-〇〇〇〇△△△△資本人的関係届出書（水道施設工事）.xlsx (〇〇〇〇は業者番号、△△△△は事業者名)</p> <p>※CD-R(CD-RW)に業者番号（新規登録の場合は「新規」と記載）と商号を記入してください。</p>
26	受付票（はがき） ※受付通知を希望する方のみ	<ul style="list-style-type: none"> ・受付印が必要な方のみ提出（※受付印が不要の場合は必要ありません）。 2ページの【様式】受付票（はがき）を参照の上、作成してください。はがきは85円切手が必要です。
※	CD-R(CD-RW) ※「申請書様式」及びNo.25「資本・人的関係届出書」のデータを保存し、提出する。	<p>※CD-R(CD-RW)の表面に「業者番号」（新規申請の場合は「新規」と記載）及び「商号」を記入してください（2ページのCD-R(CD-RW)表面記載例を参照）。</p> <p>※当該電子データでもって技術資格数とします。紙データと資格数が異なる等がないようご注意ください。</p>

		※1事業者ごとにひとつ
※	返信用封筒(110円切手貼付、宛先記入)	※提出ファイル(表紙の裏面内側)にクリップ止めしてください。

※注意事項

- ① 提出書類の各証明書は、**令和7年9月1日以降に発行されたものを提出してください。**
ただし、商号等記載事項に変更等がある場合は、最新のものを提出してください。
- ② **委任状・使用印鑑届は県外・県内離島事業者に限ります。**
- ③ ファイルは青色を使用してください。
- ④ 申請書類は上記番号順に綴ること。
- ⑤ 個人事業者に関しては、1.本籍地の市町村が発行する「身分証明書」と2.東京法務局が発行する「登記されていないことの証明書」(成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がないことの証明)の2種類が必要となります。
東京法務局が発行する「登記されていないことの証明書」については、那覇地方法務局戸籍課又は最寄りの法務局へお問い合わせください。
- ⑥ 書類の添付漏れ等不備がないよう、十分確認した上で提出してください。インデックスの貼り忘れ、ファイルに綴っていない場合も書類不備となり、受付できない場合があります。郵送する前に再度確認してください。
- ⑦ 提出された申請書等に訂正がある場合には確認に時間を要します。早めの提出をお願いします。

6 その他

- (1) 申請書類等のほか、資格審査結果通知書発送用の返信用封筒(110円切手1枚を貼り、宛先を記載すること。)と一緒に提出してください。
- (2) 入札参加資格を申請した事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、資格の登録が行われないか、又は、資格の登録を取り消すことがあります。
 - ① 当該申請書類中(添付書類含む。)について、虚偽の記載をしたか、又は、重要な事実について記載しなかったとき。
 - ② 審査のための実態調査に応じないとき。
 - ③ 審査の過程又は審査終了後、入札参加資格者として不適当であると認められたとき。

※本店(営業所)確認の基準は、次のとおりです。

- ア 建設業法の定めに準ずる看板及び標識が設置され、電話、机等の什器備品、帳簿等を備え、事務所が住居兼用の場合は、居住部分とは明確に区分された事務所として営業の実態が確認できること。
- イ 本局からの問い合わせ等について、対応できる従業員が常勤していること。
- ウ 社員・家族・親族等の専用住宅でないこと。
- エ 転送電話等のみでは事務所とみなさない。
- オ 履歴事項全部証明書(登記簿謄本)に記載されていること(法人に限る)。

※ 格付けについて

- ア **原則、受付期間内に提出した書類の内容が格付に反映されます。**提出漏れ等があった場合は格付けに反映されませんので、不備のないよう十分確認を行った上で申請してください。

例) 建設業許可、経営事項審査結果通知書を申請中の場合で直近の許可書及び通知書を提出した場合で令和7年4月1日に期限が切れる場合には、改めて更新後の許可書及び通知書の提出が必要となります
が、先に提出済の内容が格付に反映されることになります。

イ 県外事業者については、等級格付けは行いません。

※語句の定義

- ①「市内事業者」とは、那覇市内に本店のある事業者をいう。
- ②「市外事業者」とは、沖縄県内で那覇市以外に本店のある事業者をいう。
- ③「県外事業者」とは、沖縄県外に本店のある事業者をいう。
- ④「業者番号」とは、那覇市又は那覇市上下水道局へ競争入札参加資格取得申請を提出し、それに合格した事業所の固有の登録番号（A-〇〇〇〇）をいい、一度登録されると当該番号を継続使用します。

7 入札参加資格の有効期間など

登録の日から**令和9年3月31日**までとする。ただし、同日までに次期の資格決定がなされないときは、その資格決定がなされるまでの間、引き続き有効とします。

※合格通知書の発送は、令和8年3月末の予定です。

なお、通知書の内容に対する異議申し立ては、総務課 契約検査室（TEL 098-941-7809）で通知書送付後30日以内に限り受け付けます。

入札参加資格取得申請書変更届書について

入札参加資格取得申請書提出後に次の事項に変更があるときは、「入札参加資格取得申請書変更届書」に必要書類を添付のうえ**速やかに**提出してください。

なお、各変更事項の添付書類については、変更届の裏面を参照してください。

※変更届を提出する場合は、必ず業者番号を記入してください。

- | | | |
|-------------|-------------------|-------------------|
| ①商号又は名称 | ②代表者 | ③代理人 |
| ④資本金 | ⑤所在地 | ⑥電話・FAX番号・メールアドレス |
| ⑦実印 | ⑧使用印 | ⑨建設業許可更新 |
| ⑩経審基準日 | ⑪技術職員（資格の取得・更新含む） | |
| ⑫事業の承継願 | ⑬廃業 | ⑭I S O等認証取得 |
| ⑮その他（役員変更等） | ⑯資本・人的関係 | |

変更届の掲載場所は、以下のとおりです。

那覇市上下水道局ホームページ ⇒ 「事業者の方へ」 ⇒ 「事業者の方へ」 ⇒ 「契約情報」 ⇒ 「入札参加資格取得申請について」の **入札参加資格取得申請書変更届書** を参照。

<https://www.city.naha.okinawa.jp/water/business/business2/keiyakujyouhou.html>

※注意事項

- ① 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（経営事項審査）の有効期限は1年7ヶ月です。（毎年変更

届の提出が必要です。)

- ② 建設業許可、経営事項審査の有効期限が切れている場合は、入札が無効又は契約不可となりますのでご注意ください。

変更届の控が必要な場合は、変更届の写し又は受付票も提出してください。